

# はじめに

雇用保険・労災保険や医療保険・公的年金保険などの「社会保険」制度は、失業、病気・けが、高齢・障害など、人生の様々なリスクへの備えとして、労働者の生活に欠かすことのできない大切なものとなっています。

しかし、これらの制度に関する様々な手続は、在職中、基本的に会社の人事労務担当者を通じて行われるのが一般的です。そのため普段私たちは、これら社会保険制度について、あまり意識せずにいるかもしれません。

しかし本当に、全て「会社任せ」でよいのでしょうか。

社会保険制度には、給付を受ける人が自ら行わなければならない手続もたくさんあります。手続の時期や方法などについて、本人がよく知らなかったため、必要な給付が受けられなくなる可能性もあります。

また、最近は社会保険制度が頻繁に変更されているため、以前に学んだり、制度を利用した時の知識のままでいると、思いがけない不利益を被ることにもなりかねません。そのようなことがないよう、労働者自身が常に最新の社会保険制度の知識を持っていることが必要であると言えるでしょう。

そこで、東京都では、日頃、社会保険制度について学ぶ機会の少ない労働者及び一般都民の方を対象に、本冊子を作成しました。是非ともご活用いただき、社会保険制度をご理解いただくうえでの一助となれば幸いです。

なお作成にあたりまして、特定社会保険労務士永田幸江先生、東京労働局、新宿年金事務所の皆さんに、多大なるご尽力を賜りました。この場を借りて御礼申し上げます。

令和7年3月

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

# 目 次

## 総 論

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第 1 章 社会保険制度のあらまし ..... | 7  |
| 1-1 「社会保険制度」について .....  | 10 |
| 1-2 公的医療保険制度の概要 .....   | 12 |
| 1-3 公的年金制度の概要 .....     | 15 |

## 労働保険編

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 第 2 章 労働者災害補償保険 .....             | 21 |
| 2-1 適用事業と被保険者 .....               | 23 |
| ・ 適用事業と暫定任意適用事業 .....             | 23 |
| ・ 労災保険への加入手続を怠ったときは .....         | 23 |
| ・ 適用対象となる労働者 .....                | 24 |
| ・ 事業主等を対象とした労災保険の「特別加入制度」とは ..... | 24 |
| 2-2 労災保険料の負担 .....                | 26 |
| ・ 労災保険料は事業主が負担する .....            | 26 |
| ・ 一般保険料の申告と納付 .....               | 26 |
| ・ 労働保険料の種類と計算方法 .....             | 27 |
| ・ 労働保険事務組合とは .....                | 28 |
| 2-3 業務災害 .....                    | 29 |
| ・ 業務災害とは .....                    | 29 |
| ・ 業務上の負傷とは .....                  | 30 |
| ・ 業務上の疾病とは .....                  | 31 |
| ・ 脳・心臓疾患の認定基準について .....           | 31 |
| ・ 精神障害の労災認定について .....             | 32 |
| 2-4 複数業務要因災害 .....                | 35 |
| ・ 複数事業労働者に該当する場合 .....            | 36 |
| 2-5 通勤災害 .....                    | 37 |
| ・ 通勤災害と就業との関係 .....               | 37 |
| ・ 通勤災害における住居とは .....              | 37 |
| ・ 通勤災害における就業の場所とは .....           | 37 |
| ・ 合理的な経路及び方法とは .....              | 38 |
| ・ 業務の性質を有するものとは .....             | 38 |
| ・ 逸脱と中断 .....                     | 38 |

|                             |        |
|-----------------------------|--------|
| ・ 通勤災害に対する補償は比較的新しい制度       | 39     |
| 2-6 療養補償給付・複数事業労働者療養給付・療養給付 | 41     |
| 2-7 休業補償給付・複数事業労働者休業給付・休業給付 | 42     |
| 2-8 その他の労災保険給付              | 44     |
| 2-9 給付基礎日額                  | 49     |
| ・ 給付基礎日額とは                  | 49     |
| ・ 複数事業労働者への給付               | 50     |
| ・ 特別加入者の給付基礎日額              | 51     |
| ・ 給付基礎日額は賃金水準によってスライド（改定）する | 51     |
| ・ 算定基礎日額とは                  | 52     |
| 2-10 第三者行為災害                | 53     |
| 【労災保険給付の概要】                 | 56     |
| 【労災保険給付等一覧】                 | 57     |
| 【労働者災害補償保険法施行規則 別表第一障害等級表】  | 59     |
| <br>第3章 雇用保険                | <br>63 |
| 3-1 適用事業と被保険者               | 65     |
| ・ 適用事業と暫定任意適用事業             | 65     |
| ・ 被保険者の種類                   | 65     |
| ・ 雇用保険の被保険者となる者             | 66     |
| ・ 雇用保険の被保険者とならない者           | 68     |
| 3-2 雇用保険への加入と脱退             | 69     |
| ・ 被保険者資格取得手続きのながれ           | 69     |
| ・ 被保険者資格喪失手続きのながれ           | 69     |
| ・ 被保険者資格の確認方法               | 70     |
| ・ 雇用保険の遡及加入                 | 73     |
| ・ 日雇労働者の被保険者資格について          | 74     |
| 3-3 雇用保険料                   | 75     |
| ・ 一般保険料の算定                  | 75     |
| ・ 日雇労働被保険者に関する印紙保険料の納付      | 76     |
| 3-4 求職者給付                   | 77     |
| ・ 基本手当の受給資格                 | 77     |
| ・ 基本手当日額                    | 79     |
| ・ 所定給付日数                    | 80     |
| ・ 高齢求職者給付金                  | 84     |

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| ・ 受給資格の決定から受給開始まで .....    | 85  |
| ・ 受給期間 .....               | 85  |
| ・ 給付制限 .....               | 86  |
| 3-5 傷病手当 .....             | 89  |
| 3-6 技能習得手当 .....           | 90  |
| 3-7 就職促進給付 .....           | 91  |
| ・ 再就職手当とは .....            | 91  |
| ・ 就業促進定着手当とは .....         | 93  |
| ・ 常用就職支度手当とは .....         | 94  |
| 3-8 高年齢雇用継続給付 .....        | 95  |
| 3-9 育児休業給付 .....           | 98  |
| 3-10 出生時育児休業給付 .....       | 103 |
| ・ 出生後休業支援給付・育児時短就業給付 ..... | 105 |
| 3-11 介護休業給付 .....          | 107 |
| 3-12 教育訓練給付 .....          | 111 |

## 社会保険編

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 第4章 健康保険 .....             | 113 |
| 4-1 健康保険の保険者 .....         | 115 |
| ・ 健康保険の保険者は2つある .....      | 115 |
| ・ 組合健保は独自の給付を行うことが可能 ..... | 115 |
| 4-2 適用事業所と被保険者 .....       | 116 |
| ・ (強制) 適用事業所と任意適用事業所 ..... | 116 |
| ・ 適用事業所に「使用される者」とは .....   | 116 |
| ・ 健康保険の被保険者の種類 .....       | 117 |
| ・ 健康保険の(一般)被保険者になる人は ..... | 117 |
| ・ 健康保険の被保険者にならない人は .....   | 119 |
| ・ 日雇特例被保険者資格の取得について .....  | 121 |
| 4-3 被扶養者 .....             | 122 |
| ・ 国内居住要件 .....             | 122 |
| ・ 「一定範囲内の親族」とは .....       | 122 |
| ・ 被扶養者になるための年収要件 .....     | 122 |
| 4-4 健康保険への加入と脱退 .....      | 124 |
| ・ 被保険者資格取得手続きのながれ .....    | 124 |
| ・ 被保険者資格喪失手続きのながれ .....    | 126 |

|                                   |         |
|-----------------------------------|---------|
| ・ 事業主が資格取得・喪失手続きをとってくれないとき        | 126     |
| ・ 任意継続被保険者になるには                   | 126     |
| 4-5 健康保険料は月単位で納付                  | 128     |
| ・ 月途中の入社・退職の具体例                   | 128     |
| 4-6 標準報酬月額と健康保険料の決定               | 131     |
| ・ 標準報酬月額と標準賞与額                    | 131     |
| ・ 標準報酬月額の決定方法                     | 132     |
| ・ 健康保険の保険料率                       | 133     |
| ・ 任意継続被保険者の保険料                    | 133     |
| ・ 産前産後・育児休業期間中の保険料免除              | 134     |
| 4-7 病気や怪我をしたときに受けられる給付            | 135     |
| 4-8 傷病手当金                         | 142     |
| 4-9 出産にかかる給付                      | 145     |
| 4-10 埋葬したときの給付                    | 147     |
| 4-11 第三者行為によって病気や怪我をしたとき          | 148     |
| <br>第5章 厚生年金保険                    | <br>149 |
| 5-1 全ての人が加入する国民年金のあらまし            | 151     |
| ・ 国民年金の被保険者について                   | 151     |
| ・ 老齢基礎年金をもらうには 10 年以上の「受給資格期間」が必要 | 152     |
| ・ 国民年金の任意加入被保険者                   | 153     |
| ・ 国民年金の保険料                        | 153     |
| ・ 国民年金保険料の免除と納付猶予                 | 153     |
| ・ 「上乘せ年金」としての厚生年金                 | 155     |
| ・ 第1号被保険者のための国民年金基金               | 155     |
| ・ 保険料の督促状を放置しておいたらどうなるのか？         | 156     |
| 5-2 厚生年金保険の保険者                    | 157     |
| ・ 政府管掌の厚生年金保険は日本年金機構が運営           | 157     |
| ・ 会社が厚生年金基金に加入しているとき              | 157     |
| ・ 公務員や私立学校教員の場合は                  | 158     |
| 5-3 厚生年金保険の適用事業所と被保険者             | 159     |
| ・ 適用事業所・被保険者資格は原則的に健康保険と同じ        | 159     |
| ・ 厚生年金保険の被保険者資格は 70 歳まで           | 159     |
| 5-4 厚生年金保険料                       | 160     |
| ・ 厚生年金保険料の計算                      | 160     |

|                        |     |
|------------------------|-----|
| ・ 厚生年金保険料は月単位で納める      | 160 |
| 5-5 老齢年金               | 163 |
| ・ 老齢基礎年金と老齢厚生年金        | 163 |
| ・ 年金の請求                | 163 |
| ・ 年金の給付（1）老齢基礎年金       | 164 |
| ・ 年金の給付（2）老齢厚生年金       | 166 |
| ・ 在職老齢年金               | 171 |
| ・ 雇用保険との支給調整           | 171 |
| 5-6 障害年金               | 173 |
| ・ 支給要件                 | 173 |
| ・ 障害年金の対象となる障害の状態      | 175 |
| ・ 障害年金・障害手当金の額         | 177 |
| ・ 労災保険の障害（補償）年金等との支給調整 | 178 |
| 5-7 遺族年金               | 179 |
| ・ 遺族基礎年金               | 179 |
| ・ 遺族厚生年金               | 180 |
| ・ 遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給調整   | 184 |

## 窓口案内等

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 第6章 行政機関のご案内              | 185 |
| 6-1 労働保険・社会保険に関する不服申し立て   | 187 |
| ・ 労働保険に関する不服申し立て手続        | 188 |
| ・ 健康保険・厚生年金保険に関する不服申し立て手続 | 189 |
| 6-2 労働基準監督署               | 190 |
| 6-3 公共職業安定所（ハローワーク）       | 192 |
| 6-4 年金事務所・全国健康保険協会        | 193 |
| 6-5 東京都労働相談情報センター         | 195 |

本冊子には、特に記載がない限り、令和7年3月1日現在の情報が掲載されています。

冊子の作成にあたっては、できる限り最新の情報を掲載するように努めておりますが、保険料率、金額等については、法律改正により変更される場合があります。あらかじめご了承ください。